

「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく

高島地域の取組方針

令和 5 年 6 月 5 日 改定

高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

〔 高島市、滋賀県、
国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、気象庁彦根地方气象台 〕

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。

このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。

また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。

滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 25 年 8 月には、高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。

本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、高島地域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的として位置づけ、取組方針をとりまとめた。

なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことに伴い、また、令和 3 年 3 月には「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が終了し、同年 4 月より新たに「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が実施されたことに伴い、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。

また、令和 4 年度に取組方針の対象とする期間が終了したことから、今後も取り組むべき内容について整理し、取組方針を改定した。

2. 高島地域の概要

高島地域は、滋賀県の琵琶湖北西に位置し、高島市（旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村、旧安曇川町、旧高島町、旧新旭町）の淀川水系および北川水系に属する一級河川およびその流域を対象としており、地域の面積は約 693 k m²である。

高島地域には、琵琶湖へ直接流入する一級河川が 26 河川あり、主要な河川は、北から百瀬川、石田川、安曇川、鴨川がある。背後には比良山地や野坂山地等の急峻な山地が位置することから、流路延長が短く勾配が急であることが特徴である。このため、山地からの土砂流出が活発であり、安曇川、鴨川、百瀬川では、天井川となっている区間がある。また、安曇川、鴨川、石田川の河口部では上流からの土砂流出による三角州が形成されている。

圏域内の河川沿いには集落や田畑が広がり、また下流では、琵琶湖岸と並行して JR 湖西線・国道 161 号といった交通幹線が位置しており、主要な河川を渡河している。

3. 主な課題

高島地域の地形的特徴や平成25年9月台風18号により発生した浸水被害、土砂災害の対応状況、また、現在実施している水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえ、以下の課題を抽出した。

- 想定し得る最大規模の降雨による洪水が発生した場合、堤防からの越流等による氾濫が想定される。
- 安曇川上流の低平地や支川合流部付近の狭窄部周辺では、その地形的特徴から、特に浸水リスクが高くなっている。
- 鴨川の堤防が決壊し氾濫したほか、安曇川においては氾濫危険水位を超過するなど、危険な状況であった。また、管内各地で河川被害や浸水被害が発生した。
- 河川の氾濫、土砂災害のおそれがある地域は、いち早く避難行動を開始させる必要がある。
- 土砂災害危険箇所が多く、土砂災害防止施設の整備率が約20%である。

また、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について答申」において以下のような課題が抽出されている。

- 緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない場合があり、確実な避難情報の発令に支障が生じている。
- 水位周知河川に指定されていない河川においては、避難情報の発令を支援するための判断情報を提供できていない。
- 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、要配慮者の早期避難に支障が生じている。
- 少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化等により、樋門等の操作員の確保が困難になるなど、今後、河川管理施設の的確な運用に支障をきたす恐れがある。
- 河川沿いの要配慮者利用施設や比較的築年数の浅い工場等が被災しており、洪水氾濫が発生した際の安全確保の観点から、必ずしも適切な土地利用がなされていない場合がある。
- 上下流バランスや財政制約等の観点から整備水準が必ずしも高くないことに加え、局地的な豪雨が増加していることもあり、各地で現況施設能力を上回る洪水が発生している。
- 水防団員の減少や高齢化により、水防管理団体である市町村等の水防体制が脆弱化しており、地域防災力が低下している。

以上の課題を踏まえ、高島地域の大規模水害および土砂災害に備えて「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための具体的取組を実施することにより、「水害・土砂災害に強い地域づくり」を目指すものである。

4. 減災のための目標

高島地域において、令和5年度から令和9年度までの5か年で実施すべき減災のための取組は次の5項目とする。

1. 円滑かつ迅速な避難のための取組
2. 被害軽減の取組
3. 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組
4. 防災施設の整備等に関する事項
5. 減災・防災に関する取組および支援

緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進すべき重点目標として以下の4項目を挙げる。

【重点目標】

- ◇「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する
- ◇対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する
- ◇令和8年3月までに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する
- ◇水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する

5. 概ね5年で実施する取組（令和5年度～令和9年度）

各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

目標時期の考え方

目標時期（記載例）	考え方
引き続き実施	・ 今後も継続して行う取組
順次実施	・ 概ね5年の間に着手する取組

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築） 水 害 ・ 平成29年6月末に構築された水害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う	引き続き実施	高島市 滋賀県
■土砂災害 ・ 平成30年6月末に構築された土砂災害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う	引き続き実施	高島市 滋賀県
■避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害・土砂災害対応タイムライン） 土砂災害 ・ 土砂災害について、市町地域防災計画に記載している避難情報発令基準について検証する	引き続き実施	高島市 滋賀県
■共通 ・ 毎年出水期前に協議会の場を活用し、タイムラインの確認・検証を行う	引き続き実施	高島市 滋賀県

■多機関連携型タイムラインの拡充 共 通 ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する	引き続き実施	高島市 滋賀県
■水害・土砂災害危険性の周知 水 害 ・地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する ・中小河川における避難判断の目安を検討する ・危険性周知が必要な箇所に、簡易量水標を順次設置する 土砂災害 ・土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等や基礎調査の結果を公表し、周知する 共 通 ・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性周知について情報共有する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	高島市 滋賀県 高島市 滋賀県 滋賀県 滋賀県 高島市 滋賀県
■ＩＣＴを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供 共 通 ・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト（ＳＩＳＰＡＤ）を運営・更新する ・避難情報を確実に届けるために防災メールへの登録を呼びかけ、メール配信サービスを活用する	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 高島市

・河川水位情報や土砂災害警戒情報等について、防災メール（プッシュ型）の利用を促進する	引き続き実施	滋賀県
■防災施設の機能に関する情報提供の充実 水 害 ・ダム の 操作に関する住民等への情報提供として、パンフレット・ダムカード配布を通じてダム の 働きについて理解を深めていく ・緊急放流（異常洪水時防災操作）時発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する	引き続き実施	滋賀県
■ダム放流情報を活用した避難体系の確立 水 害 ・避難情報の発令判断を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の見直し・確認を行う ・緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時にテレビテロップ実施のため報道機関への情報提供を行う	引き続き実施	滋賀県
■土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 土砂災害 ・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る ・土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県
■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等 共 通 ・避難場所および避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する	引き続き実施	高島市 滋賀県

・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する	引き続き実施	高島市 滋賀県
■要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施 共 通 ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、適宜協議会の場において状況を確認する	引き続き実施	高島市 滋賀県

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 水 害 ・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ・地先の安全度マップについて、更新し公表する 土砂災害 ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する 共 通 ・毎年協議会の場において進捗状況を確認する	R8.3 まで R8.3 まで 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県 滋賀県 高島市 滋賀県
■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用 共 通 ・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する	引き続き実施	高島市

■浸水・土砂災害実績等の周知 共通 ・ 水害・土砂災害履歴調査結果を公表する	引き続き実施	滋賀県
■防災教育の促進 土砂災害 ・ 県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する 共通 ・ 防災に関する出前講座の取組を実施する	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水予測や水位情報の提供の強化 水害 ・ 河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（ＣＣＴＶカメラ）を設置し情報を提供する ・ 水防団等の水防活動を支援するためＣＣＴＶカメラによる情報を提供する ・ 氾濫する恐れのある地域等における洪水時の避難情報の発令判断等に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標の設置、観測・情報共有する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 高島市 高島市 滋賀県
■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・ 「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	R8.3 まで (概成)	滋賀県

2) 被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■重要水防箇所の見直しおよび水防資機材の確認 水 害 ・ 1 級河川における重要水防箇所について、河川管理者と市が共同点検を実施する ・ 水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する ・ 協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	高島市 滋賀県 高島市 滋賀県 高島市 滋賀県
■水防・土砂災害に関する広報の充実 共 通 ・ 協議会の場において、水防団員（消防団員）、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報について検討の上実施する ・ 自主防災組織の体制づくりを支援する（組織の育成や立上げサポート等）	引き続き実施 引き続き実施	高島市 滋賀県 高島市 滋賀県
■水防・土砂災害防止訓練の充実 水 害 ・ 水防技術に関する勉強会を実施する ・ 毎年、水防研修・水防訓練を実施する 土砂災害 ・ 毎年、市主催の土砂災害を対象とした訓練や、県と市による土砂災害情報伝達訓練を実施する ・ 県と関係市町が合同で土砂災害危険箇所パトロールを実施する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	高島市 滋賀県 高島市 滋賀県 高島市 滋賀県 高島市 滋賀県

■水防関係者間での連携、協力に関する検討 水 害 ・協議会の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容について検討する	引き続き実施	高島市 滋賀県
---	--------	------------

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 共 通 ・水害・土砂災害のリスク図の更新に併せて、市庁舎や災害拠点病院のリスクを確認し協議会の場を活用し、情報を共有する	引き続き実施	高島市 滋賀県
■市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備） 水 害 ・協議会の場を活用し、市庁舎や災害拠点病院のリスクを踏まえ機能確保の対策について検討する	引き続き実施	高島市 滋賀県

3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■排水施設、排水資機材の運用方法の改善 水 害 ・長期間浸水した鴨川右岸地域について、検証し、排水計画を作成し、災害時における排水ポンプ車等派遣について、国などの関係機関の連携を強化する ・水資源機構との連携や、機構の対象区域外の体制について確認する	引き続き実施 引き続き実施	高島市 滋賀県 高島市 滋賀県

■多数の家屋や重要施設等の保全対策 水 害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する	R8.3 まで (概成)	滋賀県
■流木や土砂の影響への対策 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する	引き続き実施	滋賀県
■土砂・洪水氾濫への対策 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の整備を実施する	R8.3 まで (概成)	滋賀県
■ダム等の洪水調節機能の向上・確保 水 害 ・長寿命化計画の見直しを行う ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県
■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 水 害 ・河川管理者が設置している樋門について確認し、停電時等における運用体制の確保について検討を行う	順次実施	滋賀県

5) 減災・防災に関する取組および支援

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援 共通 ・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市の取組を支援する 水害 ・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県
■適切な土地利用の促進 水害 ・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の取組を実施する ・地域の合意形成を図った上で、浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を進める	引き続き実施 引き続き実施	高島市 滋賀県 高島市 滋賀県
■そなえる対策の実施 共通 ・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の取組を実施する ・地域におけるタイムライン等の作成を支援する	引き続き実施 引き続き実施	高島市 滋賀県 高島市 滋賀県
■貯留浸透対策の推進 水害 ・農地・森林での雨水貯留浸透機能を保全する	順次実施	高島市 滋賀県

■避難のための情報発信 共通 ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等を普及する	引き続き実施	高島市
--	--------	-----

6. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどにより責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

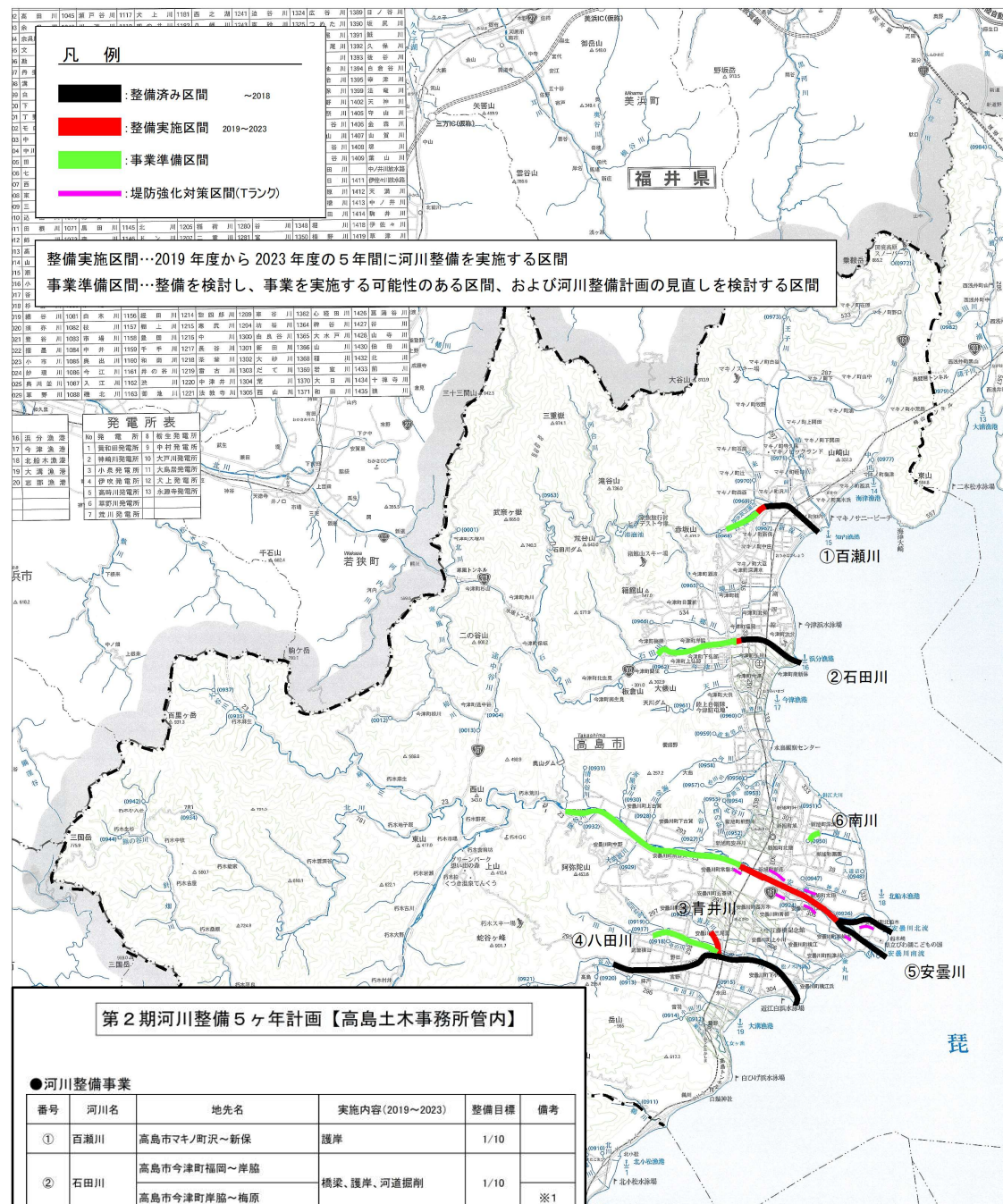
なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

また、高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。

<改訂履歴>

平成30年6月4日 作成
 令和元年6月11日 改定
 令和3年6月17日 改定
 令和5年6月5日 改定

区間位置図【高島土木事務所管内】



第2期河川整備5ヶ年計画【高島土木事務所管内】

●河川整備事業					
番号	河川名	地先名	実施内容(2019~2023)	整備目標	備考
①	百瀬川	高島市マキノ町沢～新保	護岸	1/10	
②	石田川	高島市今津町福岡～岸脇 高島市今津町岸脇～梅原	橋梁、護岸、河道掘削	1/10	※1
③	青井川	高島市鴨～安曇川町三尾里	橋梁、護岸、河道掘削	1/10	
④	八田川	高島市鴨～安曇川町田中		1/10	※1
⑤	安曇川	高島市安曇川町南船木～常盤木 高島市安曇川町北船木～新旭町安井川 高島市安曇川町常盤木～長尾 高島市新旭町安井川～安曇川町上古賀 高島市安曇川町南船木～常盤木 高島市安曇川町北船木～新旭町安井川	護岸、河道掘削、用地買収 堤防強化対策	1/30 —	※1
⑥	南川	高島市新旭町雲園	用地買収	1/10	

◆備考欄の「※1」は、予算の確保状況、他事業の進捗状況および地元との調整状況等を考慮して整備を検討し、事業を実施する可能性のある区間を設定しています。

◆「竹木伐倒」「堆積土砂除去」などの維持管理については、管内のすべての河川を対象として地元の意見を聴きながら緊急性の高いところから順次実施します。なお、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域に係る河川においては、重点的に必要な対策を実施します。

砂防事業実施箇所位置図(高島土木事務所管内)

